

低入札価格調査制度について

桑名市（上下水道部含む。）では、ダンピング受注を防止することにより、公共工事の適正な施工の確保を図るため、低入札価格調査制度を導入しています。

1 低入札価格調査制度とは

本市が予め設定した「調査基準価格」を下回る入札が行われた場合、落札(候補)者の決定を保留し、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて必要な調査を行い、その結果に基づいて落札(候補)者を決定する制度です。

2 対象工事

対象となる工事は、次に掲げる工事とします。

- (1) 総合評価落札方式により競争入札に付す建設工事
- (2) 設計金額1億円以上の建設工事
- (3) 設計金額1億円未満の工事で制度の適用が必要と認められるもの

※対象となる工事については、入札の公告又は指名通知書に対象工事である旨を表示します。

※(2)、(3)は平成25年8月より変更

3 調査基準価格を下回る入札があった場合

- (1) 調査基準価格を下回る入札があった場合、落札(候補)者の決定を保留し、一旦、入札を終了します。
- (2) 桑名市低入札価格調査実施要綱の規定に基づき、市が指定した日時までに調査資料を提出していただきます。
- (3) 提出された資料を基に、契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて、必要な調査や事情聴取等を実施します。
- (4) 調査結果に伴う落札(候補)者の適否については、その旨を書面等にて通知します。

4 調査基準価格

価格又は価格その他の条件が本市にとって最も有利な事業者の行った入札が、調査基準価格を下回った場合は、当該入札価格によって契約の内容に適合した履行がなされるか否かについて必要な調査を実施します。

調査基準価格は、桑名市低入札価格調査実施要綱別表第1の算定式より算出した価格とします。

5 失格基準価格

低入札価格調査制度を適用した場合においても、その価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないと判断される価格「失格基準価格」を適用します。なお、失格基準価格を下回る入札が行われた場合は、調査を実施することなく、当該入札を失格とします。

失格基準価格は、桑名市低入札価格調査実施要綱別表第2の算定式より算出した価格とします。

6 見積内訳等の検討に係る判断基準

調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格であっても、桑名市低入札価格調査実施要綱別表第3に掲げる「見積内訳等の検討に係る判断基準」を全て満たさない場合は、当該入札を失格とします。

7 その他の取扱いについて

- (1) 低入札価格で契約を締結する場合、契約保証金は契約金額の3割以上としなければなりません。
- (2) 低入札価格で契約を締結する場合、前払金は契約金額の2割以内とします。
- (3) 低入札価格で契約を締結する場合、現場代理人及び主任(監理)技術者の他に、当該公告において主任技術者又は監理技術者に求めた資格を有する者を、専任の担当技術者として1名追加配置しなければなりません。

※本制度の詳細については、別に定める「桑名市低入札価格調査実施要綱」をご参照下さい。